

Nutreco 一般購買条件

N/GCOP/1504 版

第1条 定義

合意：Nutreco と売主との間で締結される購入に関する合意。

条件：本書に定められた一般購買条件。

契約：Nutreco と売主との間で締結される購買契約は、本契約、本条件、及び契約書に明示されるその他の文書またはその一部から構成され、法律により默示されるすべての条件を含むもの。

Nutreco：Nutreco International B.V. およびその直接または間接的に所有・管理される子会社または関連会社。

注文：契約に基づき発行された Nutreco の注文書（発行された場合）、及び電子的、音声的、または書面による手段で発注された Nutreco の注文書を含むが、これらに限定されないもの。

製品：注文書に記載の製品（その一部を含む）及び売主が Nutreco に提供するサービス（注文書に記載のサービスを含む）。

売主：契約書に署名した個人または法人（会社・団体を含む）。

仕様書：Nutreco との間で作成・合意され、契約の一部を構成する製品仕様書またはサービス仕様書。

書面：テレックス、FAX、電子メールその他の非印刷媒体による記録された通信手段を含むもの。

第2条 適用範囲

2.1 本条件は、Nutreco によるすべてのオファー、売主によるすべてのオファー、Nutreco によるすべての発注及び製品の購入に関するすべての契約に適用されます。

2.2 Nutreco による製品の購買契約は、売主による本条件の受諾を明示的な条件とします。売主が提案または規定するいかなる条項も、本条件に追加的に適用される場合を含め、一切適用されず、書面による別段の明示的な合意がない限り、その適用可能性は明示的に排除され拒否されます。

2.3 本条件は、書面により明示的に別段の合意がなされない限り、これまでの一般条件を無効とし、本条件に置き換えるものとします。

2.4 売主が本契約または注文書に応じて作業の開始または納品を行った場合、売主が本条件を受諾したものとみなします。

2.5 本契約に定める条項と本条件に矛盾がある場合、本契約に定める条項を優先するもの

とします。

2.6 契約のいかなる逸脱、追加、変更も、事前に両当事者による書面での明示的な合意がない限り、当事者によって承諾されたものとみなされないものとします。

2.7 本条件の見出しは便宜上の目的で付されたものであり、その解釈に影響を及ぼすものではありません。

第3条 注文及びオファー

3.1 注文は、売主が書面により作成し確認した場合にのみ有効かつ法的効力を有するものとします。

3.2 注文に対するいかなる変更、追加、または修正も、事前に書面で明示的に合意された場合を除き、Nutreco による承諾とはみなされないものとします。

3.3 売主は、契約の成立に至らなかった場合、オファーの準備及び発行に要した費用の補償を受けられないものとします。

第4条 – 価格、納品及び支払い

4.1 本契約において明示的に別段の合意がなされない限り、価格は、いかなる国においても課されるすべての税金及びその他の政府課徴金（売主が契約に基づく活動遂行に際して使用する者に関連する社会保険料及び給与税を含むがこれらに限定されない）を含み、また、製品の包装、梱包、輸送、保険、納品及び納入先における試運転に関するすべての費用を含むものとしますが、適用される付加価値税は含まれません。

合意された価格は固定され、取り消すことはできません。Nutreco が承諾した価格は、Nutreco の事前の書面による同意なしに増額することはできないものとします。

4.2 製品の納品は、契約書または発注書（発行されている場合）に指定された日付及び場所に従って行われるものとし、この点において納期は本契約の重要な要素であるものとします。売主が何らかの理由で本条件を遵守しない場合、Nutreco は通知なしに契約の全部または未履行部分、または発注書（発行されている場合）を取消す権利を留保します。売主は、遵守できないと見込まれる重大な理由がある場合には、速やかに Nutreco に通知するものとします。

4.3 売主は、製品を損傷及び劣化から保護するために製品を適切に梱包し、特別な配送要件を確認する責任を負うものとします。

4.4 製品の所有権及び危険負担は、本第 4 条及び第 5 条に従い製品が納品された時点で Nutreco に移転するものとします。

4.5 売主は、製品の納品または完成時、もしくはそれ以降の任意の時点で Nutreco に対し請求書を発行する権利を有し、各請求書には注文番号を記載するものとします。

4.6 売主は、あらゆる請求書が適用される（税務）法令に完全に準拠し、当該法令に従って作成されていることを保証します。誤った請求書に起因する追加の税金、罰金その他の費用

は、売主の負担とします。

4.7 本契約に別段の記載がある場合を除き、Nutreco は、第 4.6 条に定める適切な請求書を Nutreco が受領した月の末日から 90 日以内、またはそれより遅い場合は Nutreco による製品の受領後 90 日以内に、製品の代金を支払うものとします。

4.8 Nutreco による製品に対する領収書、その他の受領確認書の発行は、Nutreco が本条件または法律で暗示されるその他の条件に基づく売主の権利または義務のいずれかを放棄することを構成するものではありません。

4.9 Nutreco は、製品の納品／履行後、または潜在的な欠陥が明らかになった後のいずれか遅い方において、合理的な期間内に当該製品を検査する機会を得るまで、当該製品を受領したものとみなさないものとします。

4.10 Nutreco は、書面による通知を発出した後、現在または将来において契約に基づくか否かを問わず、売主が Nutreco に対して負う一切の債務を、製品の代金と相殺する権利を有するものとします。

第 5 条 - 輸入／輸出条件

5.1 本契約における「インコタームズ」とは、契約締結日時点で有効な国際商業会議所 (ICC) の貿易条件解釈に関する最新の規則を意味します。本契約の文脈上別段の定めがない限り、インコタームズの規定において定義され、もしくは特定の意味が与えられている用語または表現は、本契約においても同様の意味を有するものとします。

但し、インコタームズの規定と本契約の規定との間に相違が存在する場合には、本契約の規定が優先するものとします。

5.2 Nutreco と売主の間において書面による別段の合意がない限り、売主は、製品の原産国からの輸出及び仕向国への輸入に関する法令・規制の遵守、及びそれらに課される関税等の支払について責任を負うものとします。

第 6 条 - 仕様書

6.1 本契約において Nutreco が言及する一切の仕様書は、契約及び契約に基づく発注書（発行された場合）の不可分の一部とみなされるものとします。

6.2 すべての製品は、指定された仕様書に準拠する必要があります。

6.3 仕様書に準拠する製品は、法令で定められた場合を除き、第三者に開示または提示してはならないものとします。

第 7 条 - 変更

売主は、納品される製品（包装を含む）または履行される製品の数量、品質、組成、特性あるいは製造方法の変更に関して、事前に Nutreco と協議するものとします。当該協議が行われなかった場合、または Nutreco が変更に同意しなかった場合、Nutreco は、変更、解除ま

たは取消の帰結として Nutreco 及び第三者に生じた損害に対する売主の責任において、Nutreco に費用負担を課すことなく、契約または発注書を全部または一部取消す権利を有するものとします。Nutreco が変更に同意した場合、当該変更に関して製品が契約の仕様に適合する必要がないことを意味するに過ぎず、本条件第 8 条及び第 9 条に基づく売主の義務履行義務には影響を及ぼさないものとします。

第 8 条 - 検査／試験／欠陥

8. 1 Nutreco は、すべての製品について、売主による納品・履行前または履行時、あるいは原材料・半製品の場合は納品後使用前にも、隨時検査・試験を実施することができるものとします。Nutreco は、契約条件に適合しない製品を拒絶することができます。

Nutreco による製品の検査・試験の実施の有無に関わらず、売主は一切の義務または責任を免除されるものではありません。

8. 2 売主により納品または履行された製品が契約に適合しない場合、Nutreco は、その裁量により、納品または履行された当該製品の修理または交換、もしくは不足部品の供給を、Nutreco が定める合理的な期間内に要求する権利を有するものとします。但し、これにより Nutreco が法律または本条件に基づき有するその他の権利を損なうものではありません。

8. 3 製品が契約に準拠しない場合、Nutreco は当該製品を売主の費用負担において売主に返送、または売主が当該製品の取り扱いに関する追加指示を下すまで保管する権利を有するものとします。当該費用に関して Nutreco が負担した費用は売主の負担とします。Nutreco は、いかなる場合においても製品の良好な状態維持について責任を負わないものとします。

8. 4 製品の全部もしくは一部の受領または支払は、本条件または契約に基づく納期遅延その他の不履行に基づく請求権の放棄とは見なさず、また本規定のいかなる内容も保証を排除または制限するものではありません。

8. 5 Nutreco が納品または履行される製品に関して与えるいかなる助言または通知も、その義務の適切な履行に関する売主自身の責任または義務を、いかなる形においても免除するものではないものとします。

第 9 条 - 保証

その他的一切の明示的または默示的な保証に加え、売主は以下を明示的に表明し保証します：

9. 1 売主は、Nutreco による検証を必要とせず、契約に基づく義務を履行するために必要な全ての許可、ライセンス、その他の必要な認可を有していること、並びに契約に基づき納品または履行されるすべての製品が契約に準拠し、あらゆる点において健全な材料及び製造技術によるものであることを保証するものとします。これは、製品（その包装を含む）が Nutreco の意図する用途に適し、安全かつ適切なものであることを意味します。Nutreco が意図する用途が売主にとって不明である場合、売主は事前に Nutreco から書面による情報

を取得するものとします。

さらに、売主は、製品の商品性を保証し、製品が合意された仕様及び承認済みのサンプルや分析（該当する場合）に適合すること、欠陥がないこと-設計、材料、製造上の欠陥を含むがこれに限定されない-を保証します。さらに、製品がすべての適用法令及び関連する環境・衛生・（食品）安全に関するガイドライン、関連業界基準に準拠していること、そして納入国の法令・規制及び、売主が把握している範囲での目的地国の法令・規制に適合していることも保証するものとします。

9.2 Nutreco は、条件 9.1 に準拠しない製品を拒否する権利を有するものとします。

9.3 売主は、納品または履行された製品が、製造国、納品国、または仕向国／使用国（売主が認識している範囲において）における特許権、著作権、商標権を含むがこれらに限定されない知的財産権を侵害せず、かつ第三者の工業所有権（産業財産権）を侵害しないことを保証するものとします。売主は、Nutreco 及びその顧客に対し、当該侵害の結果として Nutreco 及びその顧客が被った第三者からの損害について、Nutreco 及びその顧客を完全に補償し、かつ完全に賠償することを約束するものとします。

Nutreco は、本契約に起因するあらゆる請求または訴訟の防御に参加することができますが、それによって売主が本契約に基づく義務または責任を免除されることなく、売主は、Nutreco の事前の書面による同意なしに、Nutreco による責任の承認を含む、またはそれを暗示する和解その他の合意を締結してはなりません。

第 10 条 – 不可抗力

当事者のいずれか一方は、契約に基づく義務の履行を妨げる事由が発生した場合、当該事由が当該当事者にとって合理的に予見または制御することが不可能であったものである限り、当該事由の発生期間中、契約上の義務の履行を延期することができるものとします。当該事由には、戦争、暴動、火災、洪水、破壊工作、輸出入制限、政府規制、エネルギー不足などが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

但し、明確を期すため、輸送上の問題、従業員の疾病、ストライキ、売主またはその供給業者の事業における停滞に起因する不履行は、売主に帰属するものとします。

当事者は、第 10 条に定める不可抗力が存在すると認められる事由が発生した後、速やかに相手方に対し適切な方法で通知しなければなりません。本条の利益を主張する当事者は、契約に基づく義務を可能な限り遅滞なく履行するため、あらゆる努力を尽くすものとします。不可抗力が生じた場合、Nutreco は契約を解除する権利を有します。契約解除は書面にて売主に通知されるものとします。

第 11 条 – 責任及び補償

11.1 売主は、売主が本契約を履行しないこと、適時にまたは適切に履行しないこと、または Nutreco または第三者に対する契約上または契約外の義務、もしくは適用される規則・規

制のいずれかを違反することから直接的または間接的に生じる、または関連する損害賠償請求について責任を負うものとします。さらに、売主は、第三者からの請求について、売主の契約不履行、適時または適切な履行の欠如、Nutreco または第三者に対する契約上または契約外の義務の違反、または適用される規則・規制の違反に直接的または間接的に起因し、または関連する損害に関して、Nutreco を補償するものとします。

11.2 売主は、自己の義務の履行を保証する場合と同一の方法で、売主側の第三者（売主の従業員、または売主が直接・間接に雇用した第三者もしくはその従業員など）による義務の履行を保証するものとします。

売主は、下請業者によって行われたすべての作業及び供給された製品について責任を負い、Nutreco の要求に応じて隨時、すべての下請契約書の写しを Nutreco に提出するものとします。

11.3 Nutreco は、いかなる場合においても、収益の損失、利益の損失、付隨的損失、間接的または結果的損失、特別損害または懲罰的損害賠償について責任を負わないものとします。

第 12 条 – 秘密保持

12.1 売主は、Nutreco あるいはその代理人により売主に対して開示された、機密性を有するすべての事業情報、技術的または商業的知識、仕様、発明、プロセス、またはイニシアチブ、及び売主が取得する可能性のある Nutreco の事業またはその製品に関する他の機密情報を厳重に秘密保持するものとし、売主は当該情報の開示を、Nutreco に対する売主の義務履行の目的上知る必要のある従業員、代理人または下請業者に限定するものとします。売主は、当該従業員、代理人または下請業者が売主と同等の守秘義務を負うことを確保するものとします。また、当該従業員・代理人・下請業者が売主と同様の守秘義務を負うことを確保するものとする。

12.2 本契約上の秘密保持義務は、本契約の終了後も存続し、終了後（5）年間継続するものとします。

第 13 条 – 知的財産権

13.1 Nutreco は、契約に基づいて売主が行う活動に関連する全ての文書、図面、仕様書、計算書及びその他の情報媒体について適法に利用する権利を有するものとします。

13.2 Nutreco は、本契約に基づく義務の履行中に生じたすべての知的財産権（特許を含む）について、単独で権利を有するものとします。当該知的財産権が売主と Nutreco の双方に帰属する場合、売主は Nutreco がこれらを無条件かつ無期限に使用する完全なライセンスを有することを保証するものとします。

第 14 条 – 裁判費用及び裁判外費用

売主が義務を履行しない場合、裁判外での和解成立に Nutreco が要した費用は全て売主の負担とするものとします。また売主は、売主に対する判決が全面的または実質的に認められた訴訟に関連して Nutreco が合理的に要した費用の全額を償還するものとします。これらの費用には、裁判所が認めた金額を超える場合であっても、外部専門家、執行官及び弁護士の報酬が必ず含まれるものとします。

第 15 条 - 譲渡

売主は、Nutreco の事前の書面承諾を得ることなく、本契約の全部または一部を譲渡してはならず、また本契約のいかなる部分も下請けに出してはなりません。但し、当該承諾は不当に留保されることはないものとします。

但し売主は、その事業資産の全部または実質的に全部を承継する事業者に本契約を譲渡することができますが、その承継者は、書面により本契約の条項に従って履行する義務を明示的に引き受けることを条件とします。

Nutreco は、契約の全部または一部を譲渡し、または契約の一部を下請けに出すことができるものとします。

第 16 条 - 保険

売主は、契約に基づく保険対象リスク（一般賠償責任・雇用者賠償責任・製品賠償責任・財産損害・営業中断損害等を含むがこれらに限定されない）に対し、信頼できる保険会社による十分な保険を常に付保しなければなりません。売主は、保険会社による署名入りの保険証明書を、要求に応じて保険証として提出するものとします。

第 17 条 - 契約の解除

17.1 売主が本契約に基づく義務を履行しない場合、または支払不能に陥った場合、またはその事業に管財人が選任された場合、または強制的もしくは任意の清算手続きに入った場合、もしくは Nutreco が誠実に当該事象が発生する可能性があると信じた場合、 Nutreco は、その裁量により、かつ他の救済措置を妨げることなく、本契約の履行を停止または解除する権利を有し、解除の場合には、Nutreco に帰属する製品または物品を保持または占有し、その目的のために売主の施設に立ち入る権利を有するものとします。

17.2 契約を Nutreco が解除した場合、売主は Nutreco に対し支払われたすべての代金を返還するものとし、Nutreco が製品を拒否した場合、売主は拒否された製品に対して支払われたすべての代金を返還するものとします。 契約を解除した際に Nutreco が製品を保持または引き取ることを選択した場合、Nutreco は当該製品について、その価格または Nutreco にとっての価値のいずれか低い方の割合に基づき売主に精算するものとします。但し、契約解除または製品拒否に際し、売主に対してその他の補償は支払われないものとします。

第 18 条 – 準拠法及び管轄

本契約及びそれに付随する一切の合意は、関連する Nutreco 社の登録事務所が所在する国の法律に準拠するものとします。国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）の適用は明示的に除外されます。本契約またはそれに付随する一切の合意から生じる紛争は、関連する Nutreco 社の登録事務所が所在する場所の管轄裁判所において解決されるものとします。前述の規定は、本条項が存在しなかった場合に法令または国際条約により管轄権を有する裁判所への紛争の付託、及び選択した場合に当該管轄区域で施行されている法の適用を優先させる Nutreco の権利に影響を及ぼさないものとします。

第 19 条 – 倫理行動規範

- 19.1 売主は、www.nutreco.com / 企業統治で閲覧可能な、あるいは Nutreco に請求可能な Nutreco の倫理行動規範の内容を熟知していることを表明し、本規範に従って本契約を履行するものとします。
- 19.2 売主が当該規範に違反する行為を行った場合、Nutreco は売主に対し規範違反行為について書面により通知し、かつ売主が当該行為を是正するための合理的な期間を与えた後、契約を解除する権利を有するものとします。

第 20 条 – 一般規定

- 20.1 本条件は、いかなる契約の終了または完了にもかかわらず、引き続き完全に効力を有するものとします。
- 20.2 本条件のいずれかの条項が、未知の理由により効力を生じない場合、または無効となった場合でも、その他の条項は完全に効力を有するものとします。その場合、当該条項の意図に可能な限り近い解釈が適用されます。
- 20.3 本条件の規定はいかなる場合も、Nutreco が有するその他の条件または保証（明示的または黙示的）を損なうものではないものとします。
- 20.4 売主による本契約上の債務不履行に関し、Nutreco がその権利行使しなかった場合または行使が遅延した場合であっても、Nutreco の当該債務不履行またはその後の債務不履行に関連する権利を害するものではないものとします。

